

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画改定年度	平成23年度 平成26年度 平成29年度 令和2年度
計画主体	胎内市

胎内市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 胎内市農林水産課
所在地 新潟県胎内市新和町2番10号
電話番号 0254-43-6111
FAX番号 0254-43-6979
メールアドレス noushin@city.tainai.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)を記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、カラス、ツキノワグマ、 イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	新潟県胎内市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成30年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額	被害面積
ニホンザル	水稲	65万円	28.2ha
	豆類	48万円	6.5ha
	いも類	9万円	0.7ha
	野菜	11万円	3.8ha
	果物	5万円	0.7ha
カラス	水稲	32万円	14.2ha
	野菜	25万円	9.0ha
ツキノワグマ	野菜	—	—
イノシシ	水稲	—	—
ニホンジカ	水稲	—	—
合計	—	195万円	63.1ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>《ニホンザル》</p> <p>新潟県ニホンザル管理計画によると、下越広域における推定個体数は97～101群、3,604～5,050頭いると推定されている。当地域においては地域や猟友会等からの聞き取りによると加害群は12群程度、1群当たり60～70頭規模で存在すると推定され、毎年4月から12月にかけて山間部を中心に農地や集落周辺に出没し、一部のサルについては、人身被害を及ぼすことも懸念されている。</p> <p>農作物については水稲・野菜等に被害が発生しており、被害の拡大による農業者の生産意欲の低下が、耕作放棄地を増加させ、被害金額以上の被害を及ぼしている。</p>
--

<p>《カラス》</p> <p>山間部・市街地を問わず広く生息しており、田植え後の苗の踏み付け被害や野菜への食害がある。</p> <p>《ツキノワグマ》</p> <p>毎年、春から秋にかけて山間部が中心となるが近年は平野部でも出没が確認されている。平成28年度には、人身被害も発生しており、特に堅果類の凶作年は大量出没の傾向がある。</p> <p>農作物については、金額は把握できなかったが、自家消費野菜などの被害報告が寄せられているほか、人身被害のおそれがあることから、農業者の生産意欲の低下と耕作放棄地の増加をもたらしている。</p> <p>《イノシシ》</p> <p>市内でも多くの目撃情報が寄せられ、農地等への被害が発生しており、早急な対策を講ずる必要がある。</p> <p>《ニホンジカ》</p> <p>目撃情報が寄せられており、早急な対策を講ずる必要がある。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成30年度）		目標値（令和4年度）	
ニホンザル	138万円	39.9ha	112.5万円	34.8ha
カラス	57万円	23.2ha	43.5万円	17.8ha
ツキノワグマ			—	—
イノシシ			—	—
ニホンジカ			—	—
合計	195万円	63.1ha	156万円	52.6ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>《ニホンザル》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員による巡回及び猟友会員の出動による捕獲 ・ はこわなの設置による捕獲 <p>《カラス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会員による巡回及び捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回に要する必要経費の負担 ・ 発信機の装着（ニホンザル） ・ 生息数及び行動域の正確な把握（ニホンザル） ・ 猟友会員の高齢化

	《ツキノワグマ》 ・はこわなの設置による捕獲	
防護柵の設置等に関する取組	・市補助による電気柵の設置 ・花火による威嚇 ・追い払いや放任野菜・果樹の除去等に関する啓発	・集落単位での電気柵設置について合意形成が得られない。 ・放任野菜・果樹の除去などの対策について継続的な啓発活動の実施 ・電気柵の管理や追い払い活動の対策の担い手確保。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>《担い手育成》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に捕獲の担い手減少が懸念されることから、有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業補助金を活用するなどして担い手を確保し、被害防止対策の技術指導者を養成するための研修会等も実施しながら人材育成に努める。 <p>《ニホンザル》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の出没・加害群に発信機を装着し、被害地域におけるサルの生息状況の把握に努める。これにより生息数及び行動域のより正確な把握に努める。 ・群れごとのモニタリングにより、加害群度の把握に努める。加害群度別に、捕獲オプション（選択捕獲・部分捕獲・群れ捕獲）、捕獲目標頭数、捕獲手法（わな、銃器）を定め、計画的な捕獲に努める。 ・個体数の増加率を考慮しつつ、猟友会員による巡回とはこわなを使用した捕獲による群れの個体数調整を行うほか、農地等に出没し被害を及ぼす個体については、駆除や追い払いを行う。 ・被害防止のための体制整備として、住民に対し追い払いや放任野菜・果樹の除去等に関する啓発を継続して行い、サルを誘引しにくい集落づくりの実現に努める。 ・電気柵については、集落等で管理体制が整備され要望があれば設置の支援を行う。 <p>《カラス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している猟友会による捕獲を継続して行い、被害の抑制や個体数の低減に努める。 <p>《ツキノワグマ》</p>
--

- ・被害防止のための体制整備として、住民に対し放任野菜、果樹の除去等に関する啓発を継続して行い、ツキノワグマを誘引しにくい集落づくりの実現に努める。
 - ・農作物被害、人身被害防止のために必要最小限の範囲で捕獲を行う。
- 《イノシシ》
- ・被害が発生している他地域の対策を参考に、有効な被害防止策を講ずると共に、銃器やわなによる捕獲を実施する。
- 《ニホンジカ》
- ・農作物、森林被害のモニタリングを推進し、被害の状況を踏まえた上で、銃器やわなによる捕獲を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 《ニホンザル》
- ・猟友会員が定期的に巡回、または集落から被害等の情報があった場合に出動し銃器又ははこわなにより捕獲を行う。
- 《カラス》
- ・繁殖期及び収穫期前に猟友会員による一斉捕獲を行う。
- 《ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ》
- ・出没状況や被害の発生状況に応じ銃器又はわなにより捕獲する。
- ※人身被害等の緊急性のある場合は、市が設置する鳥獣被害対策実施隊により、有害鳥獣捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	ニホンザル カラス ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・出没群への発信器の装着及び固定基地局の設置検討。(ニホンザル) ・はこわなの設置(ニホンザル、ツキノワグマ) ・猟友会員による定期的な巡回の実施、被害発生時の出動 ・モンキードッグの効果検証や効率的な追い払いを実施する。(農作物被害について、集落の方にアンケート調査を実施する) ・わなの整備及設置(イノシシ、ニホンジカ)
令和3年度	同上	同上
令和4年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>《ニホンザル》 新潟県ニホンザル管理計画を踏まえ、胎内市ニホンザル管理実施計画との整合性を図りながら個体数調整を行う。</p> <p>《カラス》 過去の捕獲計画及び捕獲実績を考慮し、捕獲計画数を設定する。</p> <p>《ツキノワグマ》 放任野菜・果樹の除去に関する啓発、住民等に対する注意喚起を基本対策とする。ただし、住民の安全確保の観点から必要最小限の捕獲を実施する。</p> <p>《イノシシ》 農作物被害の状況、隣接自治体からの情報等を踏まえ、胎内市ニホンザル管理実施計画等との整合性を図りながら捕獲計画数を設定する。</p> <p>《ニホンジカ》 農作物・森林被害の状況を踏まえ、必要に応じ捕獲する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル	150頭	150頭	150頭
カラス	500羽程度	500羽程度	500羽程度
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イノシシ	10頭	10頭	10頭

ニホンジカ	必要に応じ捕獲	必要に応じ捕獲	必要に応じ捕獲
-------	---------	---------	---------

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>《ニホンザル》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はこわなによる捕獲（４月～１２月）被害地域全域 ・銃器による捕獲（４月～１２月）被害地域全域 <p>《カラス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲（４月～１２月）被害地域全域 <p>《ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、銃器またはわなによる捕獲
--

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>《必要性》</p> <p>ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの捕獲において、散弾銃では困難な場合、射程距離の長いライフル銃を使用した効率的な捕獲を行う。</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：通年 ・実施予定場所：胎内市内の被害発生地域
--

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル	電気柵等（要望に応じて設置）	電気柵等（要望に応じて設置）	電気柵等（要望に応じて設置）

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等については記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	ニホンザル カラス ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の管理指導（ニホンザル） ・生息状況調査の実施（ニホンザル） ・鳥獣の被害状況の把握「アンケート調査」 ・追い払いに関する啓発の実施、体制の整備 ・放任野菜・果樹の除去に関する啓発の実施 ・鳥獣への餌付け禁止に関する周知 ・農地周辺の草刈りの実施
令和3年度	同上	同上
令和4年度	同上	同上

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

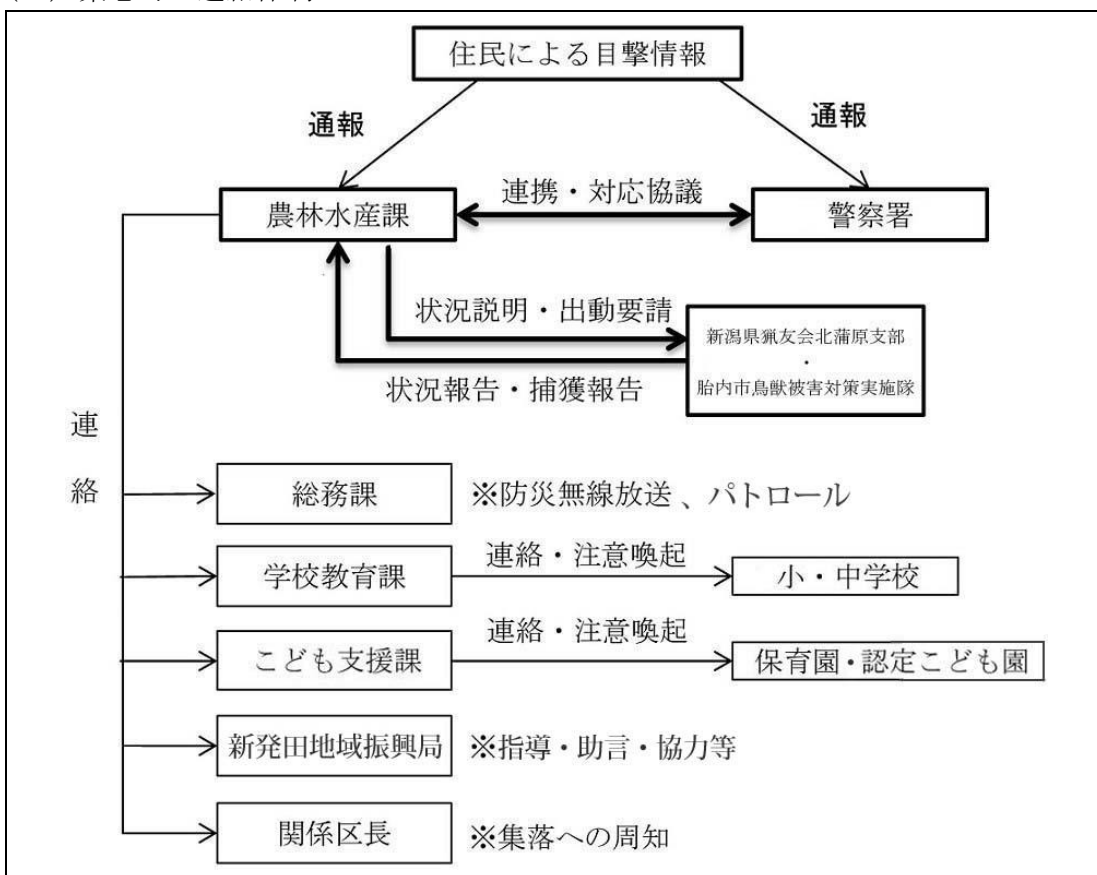
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
胎内市 農林水産課農政係 総務課交通防災係 学校教育課学校教育係 こども支援課こども支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び関係機関との連絡・調整 ・地域住民への注意喚起 ・児童・生徒の安全確保 ・有害鳥獣捕獲許可手続き
新発田地域振興局健康福祉環境部	・被害対策への指導・助言・協力等
新発田警察署胎内分庁舎生活安全課	・地域住民の安全確保
新潟県猟友会北蒲原支部	・捕獲の実施

胎内市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺パトロール及び地域住民への注意喚起 ・捕獲の実施
--------------	--

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・埋設処分。 ・致死させる場合は、できる限り苦痛を与えないよう努める。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・費用対効果を精査し、肉や皮の利活用を検討する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	胎内市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
胎内市	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザル管理実施計画の作成 ・被害防除対策の指導・啓発・支援・実施等 ・生息環境管理の指導・啓発・支援・実施等 ・被害情報、出没情報、捕獲情報の収集・蓄積 ・個体数調整の実施
新発田地域振興局健康福祉環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種技術・情報の提供、助言、支援 ・地域個体群に対する情報の収集、提供
胎内市農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲の実施 ・被害防除対策の指導・啓発・支援・実施等 ・生息環境管理の指導・啓発・支援・実施等 ・農作物の被害情報の提供
新潟県猟友会北蒲原支部	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況調査への協力 ・農地周辺の巡回及び捕獲への協力 ・出没情報・捕獲情報等の提供
黒川地区野猿対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各集落と市・農協・猟友会との連絡調整
胎内市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲等による被害防止施策等の実施 ・防護柵設置等による被害防止施策等の実施 ・有害鳥獣による被害状況調査及び生息調査等の実施

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、該当協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新発田地域振興局農業振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・各種技術・情報の提供、助言、支援
下越森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・農地周辺及び山間地の森林等生息環境管理の検

	討協力 ・生息・出没情報等の提供
さくら森林組合	・農地周辺及び山間地の森林等生息環境管理の検討協力 ・生息・出没情報等の提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・平成26年度に設置済み。
- ・規模及び構成は胎内市鳥獣被害対策実施隊規則に基づく。

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・農家・地域住民には、被害防除や農地・集落周辺の管理等を主体的に取り組むよう啓発等を行う。また、農作物の被害状況、対象鳥獣の出没状況、防除効果等の情報の提供について協力を求める。
- ・鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域においては、捕獲に非鉛製弾を使用するよう、従事者に指導する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施には、新潟県ニホンザル管理計画及び新潟県ツキノワグマ管理計画、新潟県イノシシ管理計画、新潟県ニホンジカ管理計画及び胎内市森林整備計画との整合性を図ることとする。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。